

第2回岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
議 事 要 旨

1 日 時

令和4年9月14日（水） 午後3時30分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室C

3 出席者

公益代表委員 : 2人（欠席1人）
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

- (1) 特定最低賃金基礎調査結果等資料説明について
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 特定最低賃金基礎調査結果等資料説明について
事務局より資料に基づき調査結果等について説明をした。

- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
岡山県電気機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、
労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

最低賃金決定要覧によると、大阪の地域別最低賃金が992円、電機産業の特定最低賃金が994円で、金額差2円。ここ数年、地賃に埋没するかどうかという中で、労使で電機産業の特定最賃の維持、努力をしてきた局があるということ。

兵庫県の地賃が928円、同じく電機産業の特定最賃が930円で、兵庫についてもここ数年、埋没の危機にさらされている。今年の兵庫の電機産業については、地域別最低賃金が32円引上げて960円。電気機械は、引上げ額31円の961円で地賃との差は1円。労使のイニシアティブの結果、電気機械器具製造業における特定最賃の位置づけを維持しているという実態がある。

その中で、岡山県の電気機械器具製造業の優位率が昨年ベースで104.9%。地賃が上がったことでそれより当然低くなっているが、同等の審議をするべきであり、必要性ありという考えである。

【利用者側の意見要旨】

改正の必要性ありということになった。今後の議論で、県の最賃がどんどん上がっている状況において、そもそも産別最賃というのはどんな意味を今後持っているのか。今までの意味と、これからの意味と変わっていく可能性も十分あるだろうなと思っている。今回は必要性ありだが、我々はどこを目指していくのか、優位性を維持していくのか、優位性を縮めていくべきなのか、そもそも県最賃にゆだねていくべきなのかというところを、自動車や鉄鋼との差異も含め、それをどう保っていくのが適切なのかという点についても一緒に議論していきたいなと思っている。

(3) 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県最低賃金基礎調査結果報告書（令和4年度）
- ・電気機械器具製造業最低賃金
 - ① 岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較
 - ② 電気機械器具製造業最賃と県最賃の年度別比較
- ・岡山県電気機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）
- ・岡山県電気機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）（案）